



大気環境行政等の取組

中央環境審議会第25回大気・騒音振動部会、第20回水環境・土壌農薬部会 合同会合

環境省 水・大気環境局 環境管理課



4 環境リスクの管理等

(1)水・大気・土壌の環境保全

人の命と環境の保護

気候変動、生物多様性、循環型社会等への対応

良好な環境の創出

水、土壌、大気の媒体横断的な課題への対応

科学的知見の充実、人材の育成及び技術の開発・継承

国際協力の推進

(2)化学物質管理

ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築

現在、第6次環境基本計画に沿って各施策を着実に実施。
本資料では、左記の項目のうち、複数事項に跨る大気環境行政等の主な取組について、以下4点を御説明。

- 大気環境における対策
- 騒音・振動、悪臭、光害対策
- 国際的な取組・媒体横断的な対策
- 農薬管理

1. 大気環境の保全について

大気環境保全対策のスキーム

目標：環境基本法に基づく環境基準の達成

大気汚染に係る環境基準

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

● 固定発生源対策（主に大気汚染防止法）

都道府県等による大気環境常時監視（モニタリング）

規制対象物質

ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（窒素酸化物等））

揮発性有機化合物（VOC）

水銀

粉じん（一般粉じん、特定粉じん）

有害大気汚染物質

規制内容

【固定発生源対策】
発生施設に対する排出規制（排出基準、総量規制基準）

発生施設・排出等作業に対する規制（構造基準、作業基準等）

事業者による自主的取組（指定物質については抑制基準あり）

● 移動発生源対策

大気汚染防止法に加えて、各種法律で単体規制等を実施

【大気汚染防止法】

新車における許容限度（NOx等）を設定

【自動車NOx・PM法】

一定地域（首都圏・中京圏・関西圏）において使用過程車を含む車種規制等を実施

【オフロード法】

オフロード特殊自動車（公道を走行しない建設機械等）に対する排出ガス規制を実施

【海洋汚染防止法等】

船舶による大気汚染を規制（海洋汚染防止法）
航空機による大気汚染を規制（航空法（※環境省の所管法令ではない。））

● 国際協力

越境汚染対策及び国際貢献の観点等から国際協力を実施

【バイの国際協力】

政策対話やコベネフィット事業等を通じた技術支援/キャパビル等

【マルチの国際協力】

EANETを中心に据えた多国間協力

● 予算・税制等

大気汚染対策及び温暖化対策のためにEV等電動車の普及促進を実施

【エネ特による補助】

EVトラック・タクシー・バス、FCバス・LRT・BRT等の導入を支援

【車体課税のグリーン化】

EV等への減税措置

環境基準と達成率

■ 二酸化窒素等の10物質※¹とダイオキシン類について、**環境基準**（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）を設定。

※¹ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

■ アクリロニトリル等11物質※²について、指針値（有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値）を設定。

※² アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物

■ 我が国の大気汚染の状況は、**全体としては改善の傾向にあるものの**、光化学オキシダントについては、**環境基準の達成率向上が課題**。

令和 6 年度における環境基準達成率

（括弧内は令和 5 年度における環境基準達成率）

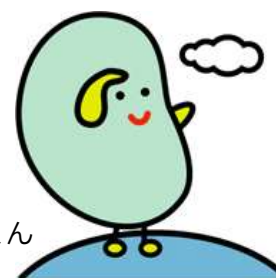
	一般局	自排局
微小粒子状物質 (PM2.5)	99.5% (100%)	100% (100%)
光化学オキシダント (Ox)	0% (0.1%)	0% (0%)
二酸化窒素 (NO ₂)	100% (100%)	100% (100%)
浮遊粒子状物質 (SPM)	100% (100%)	100% (100%)
二酸化硫黄 (SO ₂)	99.6% (99.8%)	100% (100%)
一酸化炭素 (CO)	100% (100%)	100% (100%)

大気汚染物質広域監視システム (そらまめくん)

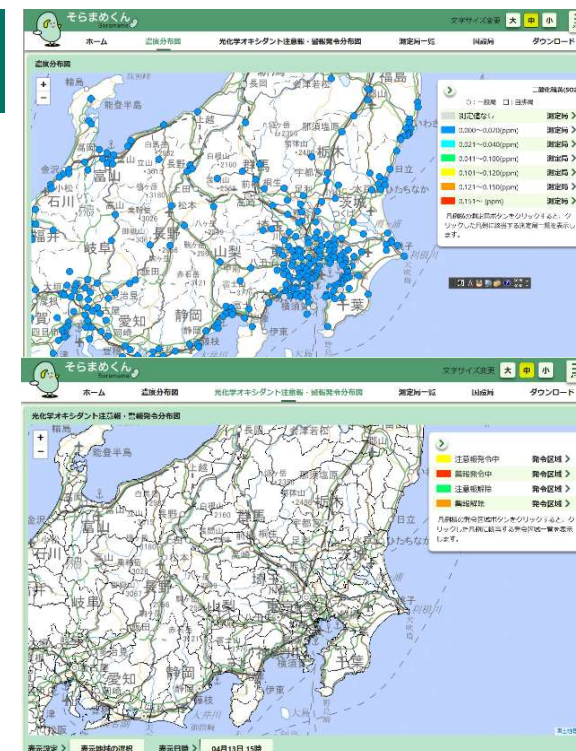
全国の大気汚染状況について、24時間、情報提供している。

大気汚染測定結果（時間値）と光化学オキシダント注意報・警報発令情報の最新 1 週間のデータを地図で確認可能。

<https://soramame.env.go.jp/>



そらまめくん



光化学オキシダントの環境基準の見直しについて



- 大気汚染物質の一つである光化学オキシダントは昭和48年に環境基準（1時間値0.06ppm以下）を設定。
- 本基準値については、設定以来見直しが行われていなかったが、国内外の研究状況等を踏まえ、令和4年に策定した「**光化学オキシダント対策ワーキングプラン**」において、環境基準の設定・再評価に向けた検討を行うとしており、知見の収集・とりまとめを行った。
- 令和4～6年度にかけて、健康影響、植物影響に係る専門家会合をそれぞれ9回ずつ開催し、専門家会合にて健康影響、植物影響の最新の知見をとりまとめた結果を踏まえて、**令和7年度に中央環境審議会大気・騒音振動部会大気汚染物質小委員会にて審議、令和7年12月11日に答申、令和8年1月30日に以下のとおり告示を行った。**

見直しのポイント

- **短期基準**については、基準値を見直すとともに、1時間値から8時間値に変更。
 - これまで設定されていなかった**長期基準（年間平均値で評価）**を新たに設定し、より多角的に健康の保護することが可能に。また、基準設定時から課題となっていた**植物影響も考慮**。
 - 達成評価の方法には、**短期的な高濃度がどれぐらいの頻度で発生しているかを『見える化』する達成日数割合**での評価を導入。
- ※なお、極短時間の気象変動への対応の観点から、注意報（0.12ppm）、重大警報（0.4ppm）の発令基準は維持

項目	見直し前	見直し後（令和8年4月1日施行）
環境基準	短期：1時間値0.06ppm以下	短期：8時間値 0.07ppm以下へ改定 長期：日最高8時間値 年間平均値 0.04ppm以下を新設 ※植物影響も考慮
達成の評価方法	1時間値がすべて短期基準を下回ることを以て達成と評価	短期・長期両方の達成を以て環境基準達成と評価 短期基準は測定局ごとに 達成日数の割合 （○日/測定日数）を用いた達成評価も導入

▶ 令和7年12月11日の答申と同日に「**微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン**」（次ページに詳細）を新たに策定し、前駆物質が一部共通である微小粒子状物質対策と併せて、**上記新基準の達成を目指して国内対策および国際協力による一層の排出削減対策を推進**

新たなワーキングプランによる今後のPM2.5・光化学オキシダントへの取組事項



1. PM2.5に係る環境基準の見直し

健康影響に関する知見の整理…令和8年度中目途

⇒環境基準の見直しのための健康リスクの再評価…令和9年度目途

2. PM2.5、光化学オキシダント濃度低減に向けた更なる排出削減対策の推進

(1) 総合的なPM2.5、光化学オキシダント対策の検討

(モニタリング)

- ・前駆物質のモニタリング体制の確保、越境大気汚染や東アジア・半球スケールの汚染実態の把握のためのバックグラウンド地点での測定

(生成機構の解明、インベントリ更新、削減効果の検証)

- ・PM2.5と光化学オキシダント生成に係る発生源別の寄与率の調査検討
- ・排出インベントリの精緻化、それに基づくシミュレーションとモニタリングの結果に基づく対策の効果検証

(削減シナリオの作成、発生源対策の推進)

- ・光化学オキシダント、PM2.5それぞれについて、総合的な排出削減シナリオの作成
- ・2050ネット・ゼロに向けた取組を考慮した前駆物質削減対策の検討、効果的な対策の普及

(2) 科学的知見の更なる充実

- ・健康影響、植物影響の充実、PM2.5の排出実態と生成メカニズムの解明等
- ・光化学オキシダントの長期基準の達成に向けた半球規模のシミュレーションによる越境移動影響

3. 東アジアスケールの濃度低減のための国際協力の推進

大気汚染に関する日中韓三カ国政策対話（TPDAP）における知識・経験の共有、各国の対策強化
東アジア地域（EANET）において、モニタリングや対策を強化

大気汚染防止法に基づく建築物の解体等工事に係る石綿飛散防止対策の概要



背景

- 石綿の消費量の約9割は、建材製品に係るものであり、今後、建築物の老朽化等に伴い、石綿を含む建材を使用した建築物の解体等工事が増加すると見込まれている。
- このため、建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止については、引き続き、十分な対策を講じていく必要がある。

＜参考＞石綿を含む製品の製造は、労働安全衛生法に基づき順次規制が行われ、平成18年に全面的に禁止されている。

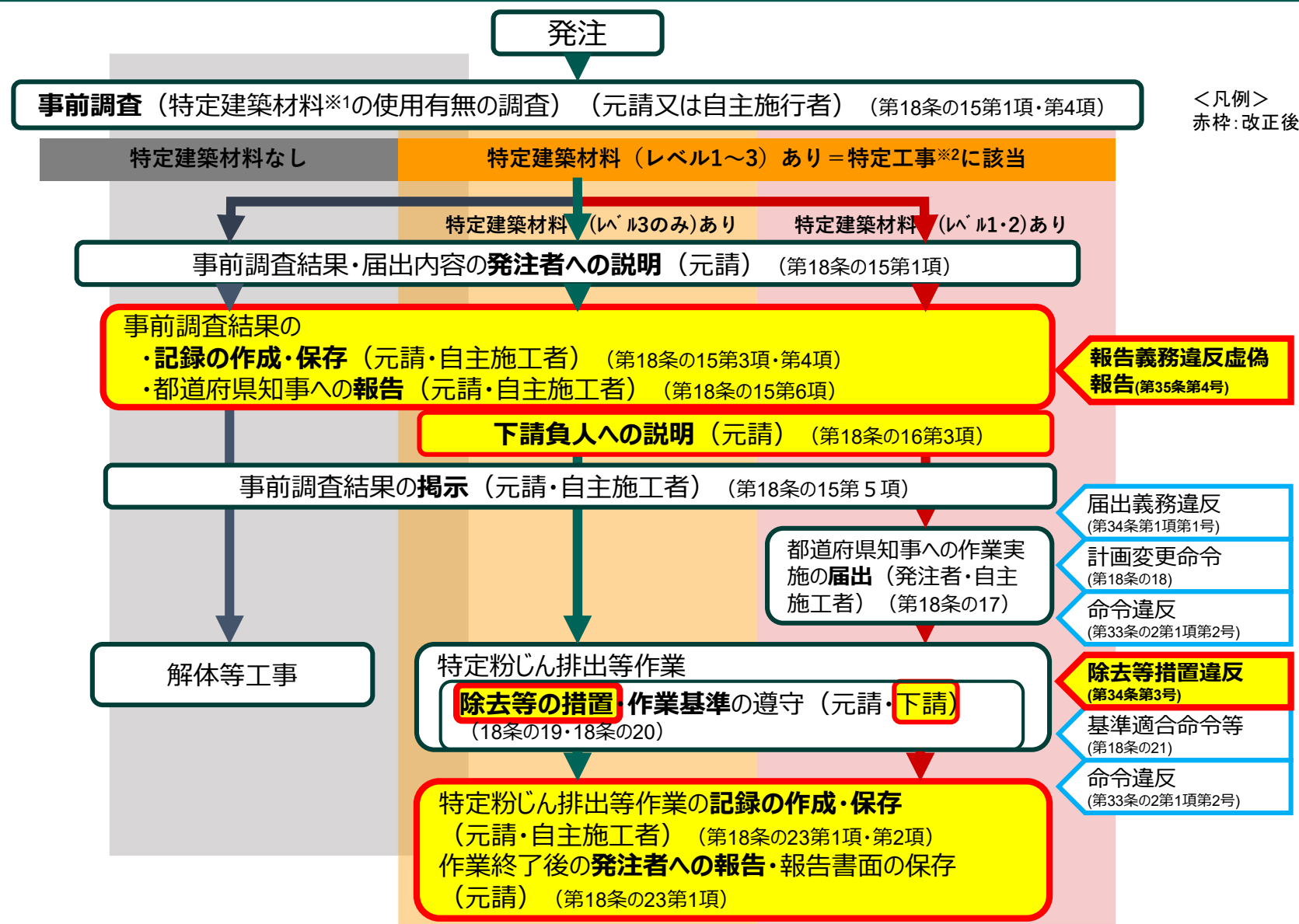


出典：社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会（第5回）資料より一部改変

大気汚染防止法に基づく建築物の解体等における石綿飛散防止の経緯

- 平成7年の阪神・淡路大震災で倒壊ビルの解体等に伴う石綿飛散が問題になったことを踏まえ、平成8年に、石綿の飛散しやすい建築材料を使用した建築物の解体等に対し、届出と作業基準の遵守等が義務付けられた。
- 平成17年、石綿健康被害に関する報道を受け、社会的懸念が高まったことを踏まえ、規制対象建築物の規模要件の撤廃等が行われた。平成18年には大防法が改正され、建築物以外の工作物の解体作業等も規制対象とされた。
- その後も、建築物の解体現場周辺等におけるモニタリング調査において、不適正な取り扱い等に伴う石綿の飛散事例が散見されたことから、平成25年6月に大防法を改正し、石綿の有無に関する事前調査の義務付け、工事実施の届出義務者を受注者から発注者に変更する等、規制を強化した。（平成26年6月施行）
- また、従来は規制対象ではなかった石綿含有建材（いわゆるレベル3建材）についても、不適切な除去作業を行えば石綿が飛散するおそれがあることが判明したこと等から、解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、令和2年6月に大防法を改正し、規制対象を全ての建材に広げること、事前調査の信頼性の確保等、規制を強化した。（一部の規定を除き令和3年4月1日から施行）

解体等工事に係る規制概要



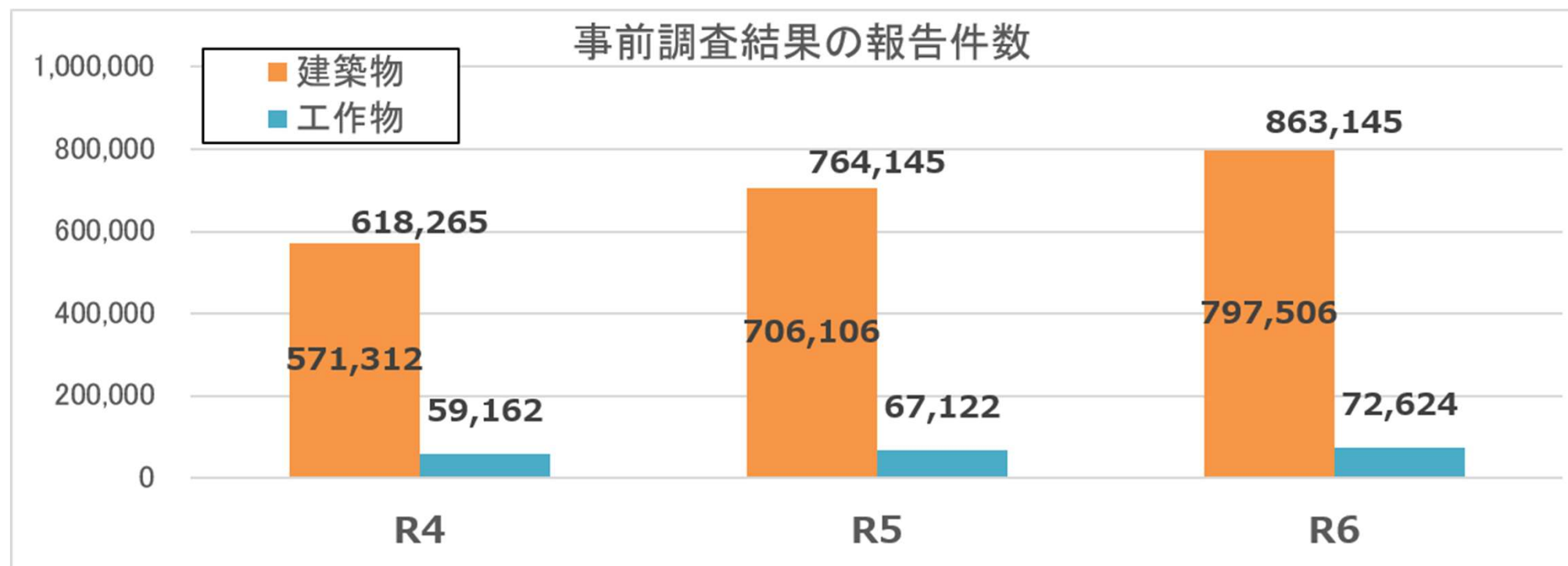
※1 特定建築材料: 吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)

※2 特定工事: 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

解体等工事に係る調査（事前調査）

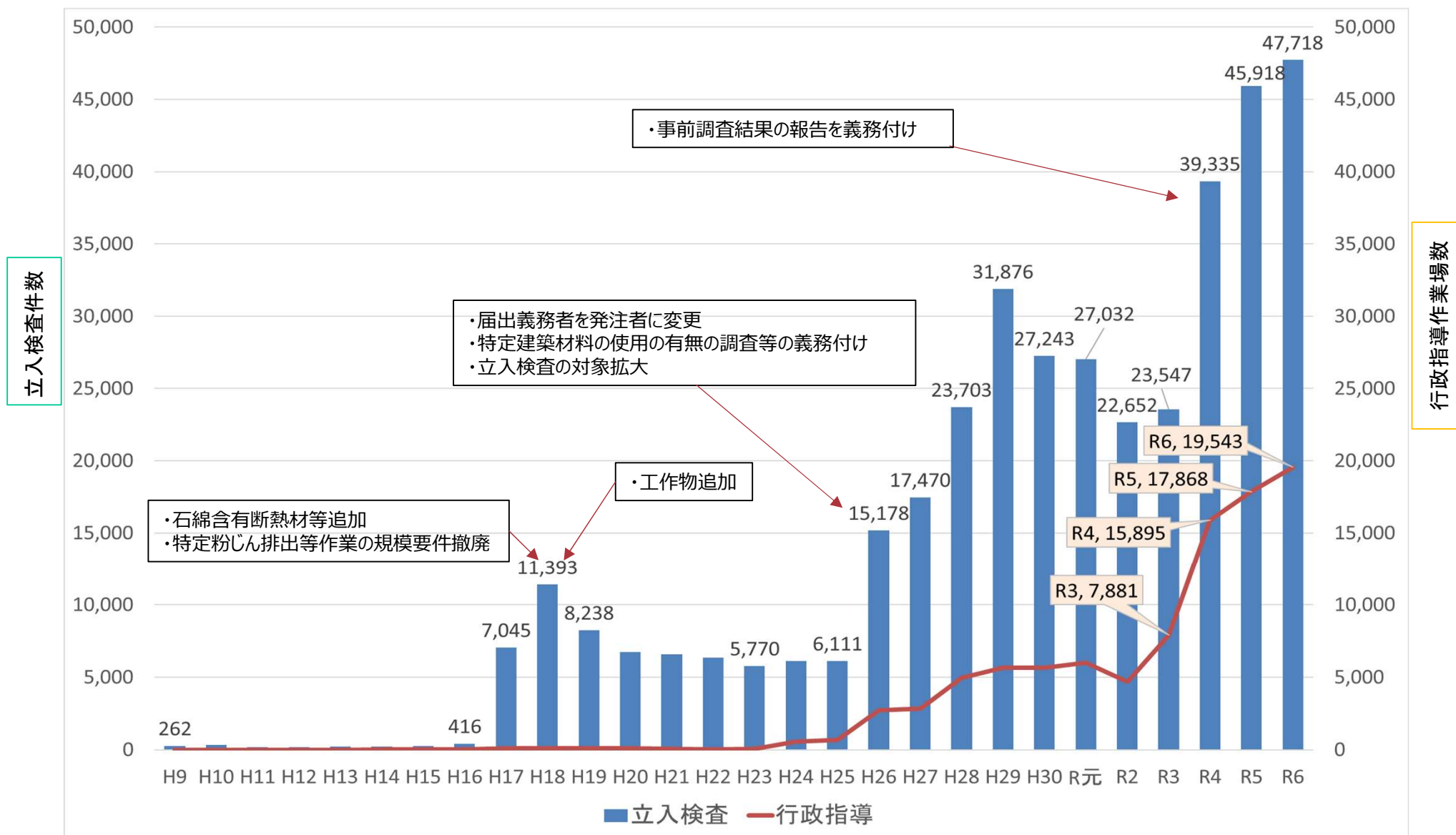
- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。

（法第18条の15第1項）



（注）建築物と工作物の両方に係る解体等工事を行う場合があるため、内数の合計と全体の値は一致しない。

特定粉じん排出作業等現場への立入検査・行政指導件数



※特定粉じん排出等作業を行わない解体等工事現場も含む

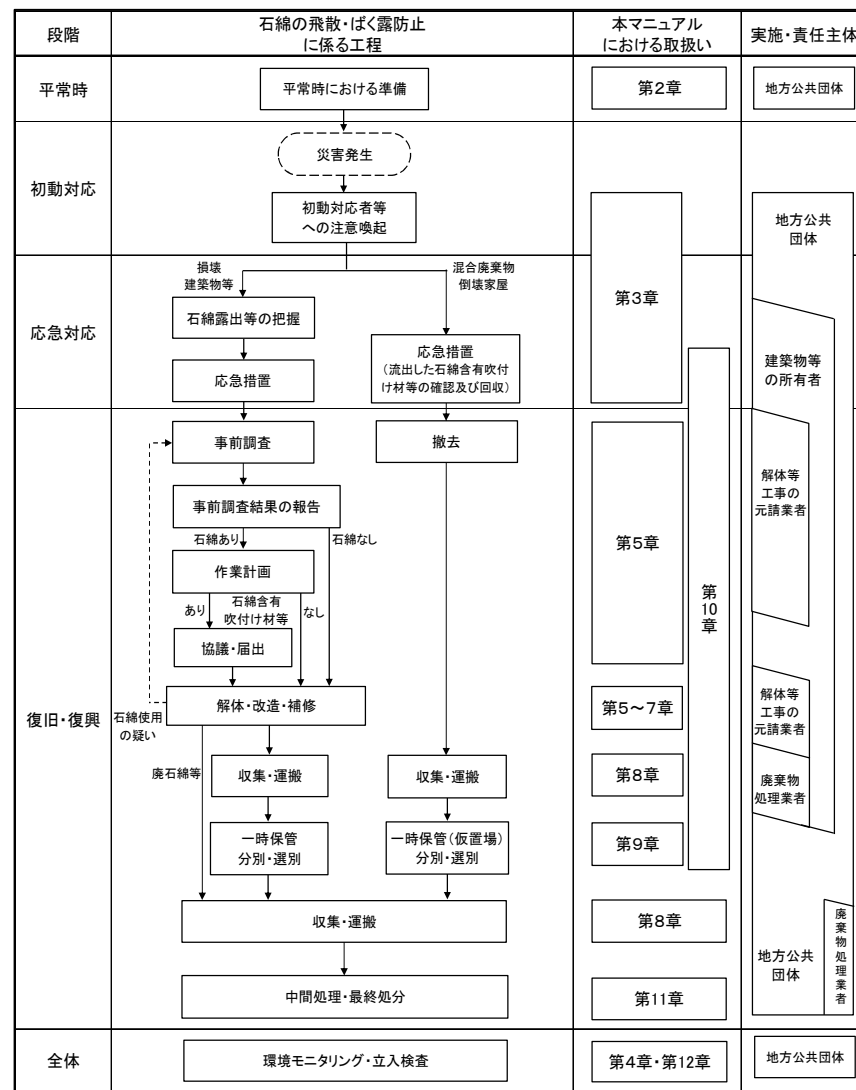
災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

- ・ 災害時の被災建築物等の解体・補修や廃棄物の処理等における石綿飛散防止対策に係るマニュアルとして平成19年8月に作成
- ・ 東日本大震災や平成28年熊本地震の経験を踏まえ、平成29年9月に改訂
- ・ 令和2年の大気汚染防止法改正を踏まえ、令和5年4月に改訂（第3版）
- ・ 能登半島地震や奥能登豪雨の経験を踏まえ、令和8年4月に改訂（第4版）

http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html

構成

- 第1章 総則
- 第2章 平常時における準備
- 第3章 災害発生時の応急対応
- 第4章 環境モニタリング
- 第5章 調査・計画・届出
- 第6章 解体等工事の周辺への周知
- 第7章 解体等工事における石綿の飛散防止
- 第8章 収集・運搬
- 第9章 地方公共団体による一時保管
- 第10章 水害や津波等における留意事項
- 第11章 中間処理・最終処分
- 第12章 地方公共団体による立入検査



水銀排出抑制対策

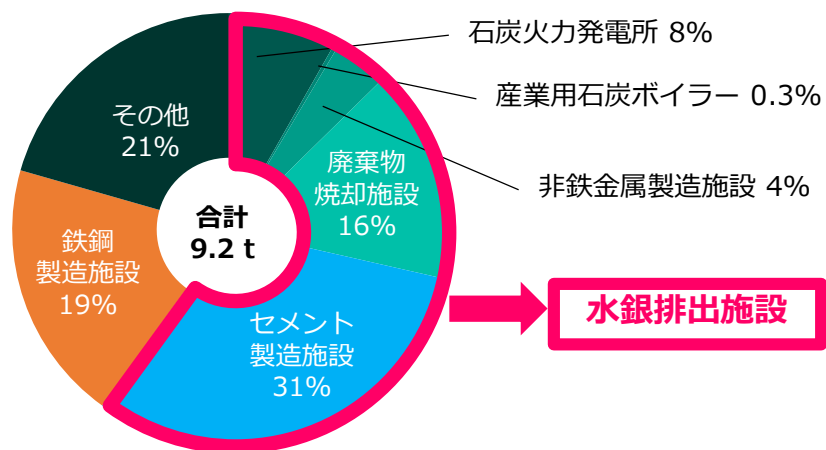
水銀に関する水俣条約の概要と大気汚染防止法の5年後見直し

- 水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階での総合的な対策を盛り込んだ「**水銀に関する水俣条約**」が平成25年10月に採択。我が国は平成28年2月に締結、平成29年8月16日に条約発効。
- 大気排出抑制に係る国内担保措置として、平成27年6月に大気汚染防止法、同年11月に政令を改正。これらの法令は**平成30年4月1日施行**。なお、改正法の附則において**施行5年後に見直しを行う旨記載**されている。
(改正大気汚染防止法の主な内容)
 - ・水銀排出施設*¹の届出、水銀に係る排出基準の遵守、水銀濃度の測定義務づけ。
 - ・要排出抑制施設*²の設置者による自主的取組の実施。

* 1 石炭火力発電所など。詳細施設は下図の円グラフ参照 * 2 鉄鋼製造施設である2施設（製鉄用焼結炉、製鋼用電気炉）
- 令和5年4月に**法施行後5年**を迎え、制度の点検・見直しを行い、**令和7年2月に所要の省令改正を行った**（令和7年10月1日施行）。

水銀の大気排出等の状況

- 令和5年度の我が国における水銀大気排出量は年間約9.2トン（世界全体の約1%程度）
- 令和6年度の我が国における大気中の水銀濃度の全国平均値は1.6ng/m³（指針値は40ng/m³）



省令改正の主な内容

- 1 水銀排出施設、要排出抑制施設の追加について
⇒ **IGCC 施設について水銀排出施設として追加区分を新たに設定した**
- 2 排出基準の見直しについて
⇒ **非鉄金属製造施設の排出基準を下表のとおり見直した** 単位(μg/Nm³)

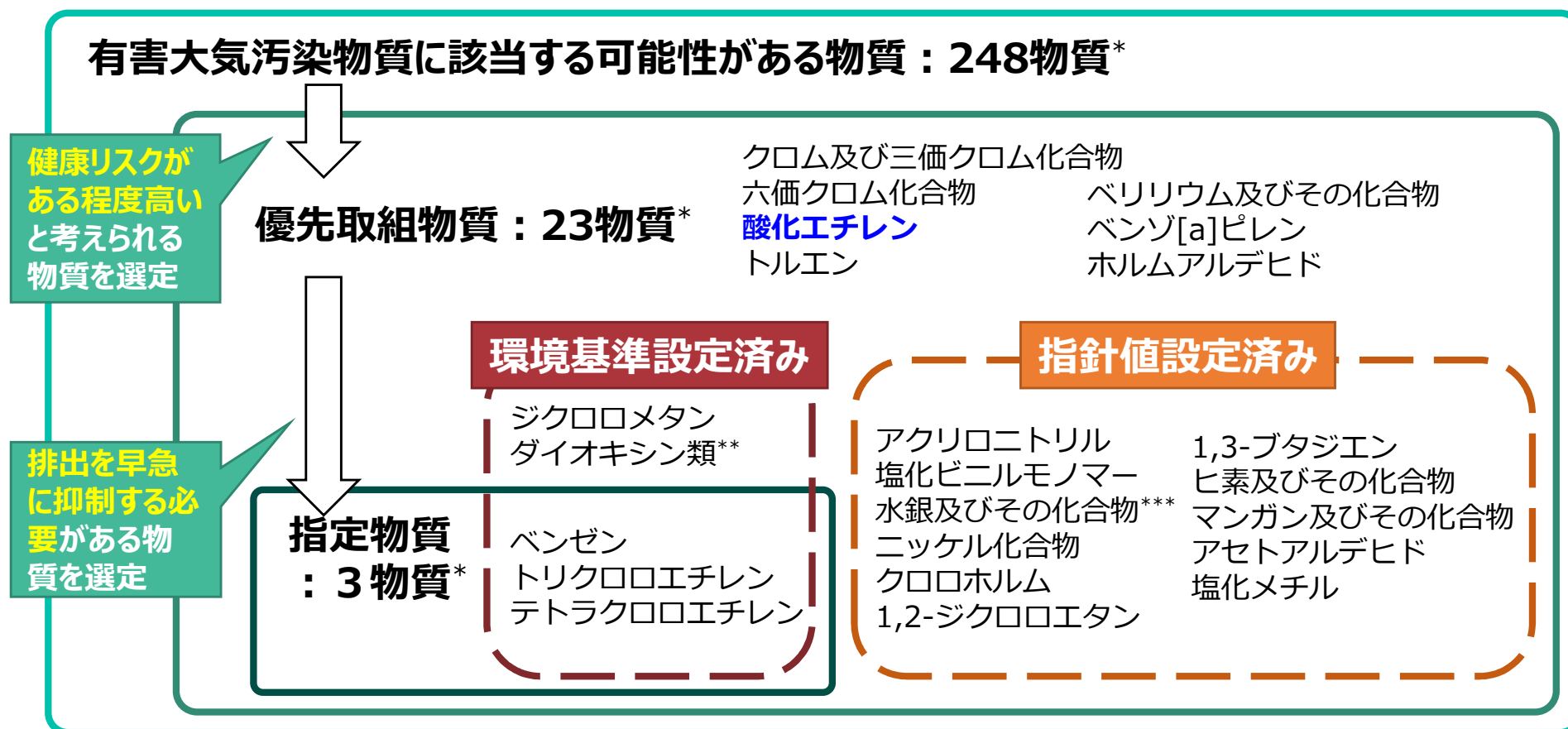
水銀排出施設	現行排出基準		見直し後排出基準	
	新規施設	既設施設	新規施設	既設施設
二次精錬銅施設	100	400	50	300
鉛又は亜鉛施設			50	400
- 3 排出ガス中水銀の測定方法の見直しについて
⇒ **一般廃棄物焼却施設と非鉄金属製造施設について、連続測定法の導入を認めた**

環境省の対応

- 地方自治体を通じて、水銀排出施設の届出情報や水銀濃度測定結果等の情報を収集し、**規制の実施状況を把握**する。
- 業界団体等の協力を得て、自主的取組の内容や実施状況を把握し、**要排出抑制施設における自主的取組をフォローアップ**する。
- 水銀の大気排出量に関する**国のインベントリ**（発生源ごとの排出量の推計値）を**毎年度作成**する。

有害大気汚染物質対策

有害大気汚染物質は平成9年4月施行の改正大気汚染防止法において「**継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの**」と規定されており、**中央環境審議会**の答申において物質が**選定**されている。



* 物質数は令和7年度末時点。

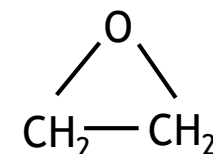
** ダイオキシン類対策特別措置法に基づき排出抑制対策を実施している。

*** 平成25年10月に採択された水銀に関する水俣条約を踏まえ、現在は規制措置がなされている。

酸化エチレン（エチレンオキシド、EO）



- 界面活性剤等の**原料**のほか、医療機器等の**滅菌ガス**として使用される。
- 国際がん研究機関（IARC）の発がん性分類において、
「ヒトに対する発がん性がある」とされるグループ 1 に分類されている。
- 平成30年3月開催の化審法※3 省合同審議会において、人健康影響に係るリスク評価（一次）評価Ⅱの進捗報告がなされ、**有害性評価値（0.092 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）**が示された。
- ※化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- 全国の地方自治体及び環境省において実施しているモニタリング結果を有害性評価値と比較すると、**多くの地点で有害性評価値を上回っている。**
- 水に溶解するとエチレングリコールになり無害化されると言われているが、**下水道等に排出しても大気中に再揮散する可能性**が示唆されている。



表：大気中酸化エチレン濃度測定結果

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
有害性評価値 超過地点数	35	45	40	26	31	33	35	23
全測定地点数	242	236	234	237	277	296	294	292

酸化エチレンの大気排出抑制対策を早急に進めるべく、
令和4年10月18日に「酸化エチレンの自主管理促進のための指針」を発出
⇒ **令和5年4月より自主管理計画に基づく事業者による排出削減の取組開始**
(酸化エチレン対策の検討状況はこちらhttps://www.env.go.jp/page_00365.html)

大気分野における国際協力

- 二国間・多国間の協力を通じ、アジア地域を始めとした途上国の大気環境の改善のための能力開発、技術支援等の国際協力・連携を進めている。

マルチの枠組み

1. TEMM

- 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMN)の下、大気汚染に関する政策対話・ワーキンググループを毎年開催し、3カ国間で最新の動向を含めて知見・経験を共有。
- また、黄砂について、モニタリング・早期警報、発生源対策に関する共同研究を実施中。モンゴルとも連携。

2. EANET

- 東アジア地域の大気汚染・酸性雨に対応するためのモニタリングネットワーク。
- 13カ国の拠出金により運営中。
- 日本は、立ち上げから中期計画2026-2030の策定など現在に至るまで、議論を主導し、積極的に貢献。



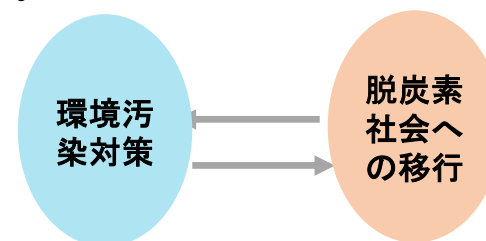
3. 国際機関・NGOとの連携

- 国連環境計画 (UNEP) と連携し、アジア太平洋クリーン・エア・パートナーシップ (APCAP) の下、科学的知見の発信等を実施中。
- クリーン・エア・アジア (CAA) と連携し、大気汚染と気候変動へのコベネフィット・アプローチの促進に向けた官民セミナー開催等を実施中。

バイの枠組み

1. シナジーJCM

- 我が国のJCMパートナー国（締結協議中の国を含む）を対象に、脱炭素×環境汚染対策の相乗的解決を目指す、シナジー型のJCMプロジェクトの実施に向けた実現可能性調査・実証事業を実施中。



実現可能性調査／技術実証

- ・ モデル的な事業の実現可能性調査
- ・ 現地に適した技術適用の実証

2. 他機関との連携

- JICA等とも連携し、途上国の能力開発を支援。

水、土壌、大気の媒体横断的な課題への対応

1. 持続可能な窒素管理

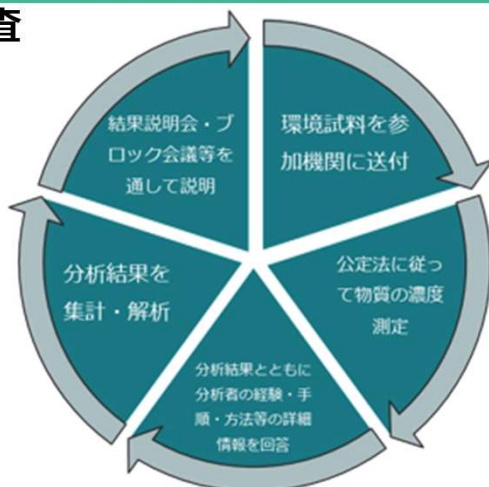
- プラネタリー・バウンダリーにおいて、窒素は境界を大幅に超過。国連環境総会（UNEA）では、持続可能な窒素管理に関する決議が出され、国レベルでの行動計画を策定し、政策調整メカニズムに取り入れることを掲げる。
- 日本は、世界に先駆けて2024年9月に「持続可能な窒素管理に関する行動計画」を策定して、各国での取組を促進するとともに、UNEA等の場を通じて、日本の先進的な取組及び窒素循環技術を国際的に共有し、各国で横展開することを促し、国際的な取組の発展に貢献。
- 国内では、令和8年度から、畜舎、堆肥化施設及びメタン発酵施設からアンモニアを回収し、固形肥料等に転換する技術実証を実施中。
- また、硝酸性窒素等の暫定排水基準の適用業種において、排水からアンモニアを回収する技術実証を実施中。

⇒これらにより、**エネルギー起源CO2の排出抑制と、地域課題である悪臭や水質汚濁の低減を同時に実現**し、地域における資源・経済の循環によるメリットの創出や、暫定排水基準の見直しにつなげる。



2. 環境測定分析統一精度管理調査

- 環境測定分析の信頼性の確保及び精度の向上を図るため、地方公共団体と民間の**約500の環境測定分析機関が参加する全国最大規模の環境分析の外部精度管理制度**。
- 右図のプロセスで、毎年度実施中。



3. 行政手続きのスマート化・オンライン化

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（2024年6月18日デジタル行財政改革会議決定）に基づき、**環境規制の届出手続きの効率化・合理化を図る**。
- 令和8年度は、騒音規制法及び振動規制法に基づく届出を**e-Govを活用してオンライン化予定**。



今後の水・大気環境行政の在り方について（意見具申：令和5年6月30日）（参考）

- この先10年程度又はそれ以上の期間の水・大気環境行政の方針。今後、第6次環境基本計画策定に向けた議論にインプットしつつ、水・大気環境局の組織再編後の水・大気環境管理の統合的推進と新たな展開を図る。
- 水、土壌、大気の環境保全に関わる重点課題（3.参照）に取り組みつつ、「1. 気候変動（緩和・適応）、生物多様性、循環型社会等」、「2. 水・大気環境行政の共通的・統合的課題」への対応を推進

1. 気候変動、生物多様性、循環型社会等への対応

（ア）2050CN実現と水・大気環境改善の両立及び相乗効果の活用

- ・ SLCPsであるオゾンを主成分とする光化学オキシダント濃度を低減 CN:カーボンニュートラル
SLCPs:短寿命気候汚染物質

（イ）気候変動への適応等と水・大気環境保全の同時推進

- ・ 災害・事故に起因する化学物質リスクの評価・管理手法研究の政策への反映 等

（ウ）生物多様性の保全と水・大気環境保全の同時推進

- ・ 生物多様性・自然環境保全を目指す良好な環境の創出、豊かな海づくり 等

（エ）循環型社会の構築と水・大気環境保全の同時推進

- ・ 海洋環境保全とプラスチックに係る資源循環の施策の連携 等

2. 水・大気環境行政の共通的・統合的課題

（ア）良好な環境の創出

- ・ 水道水源となる森や川から海に至るまで、OECDも活用した良好な環境の創造に取り組む地域モデルの構築、環境創造の情報開示による企業価値の向上 等

（イ）水、土壌、大気の媒体横断的な課題への対応

- ・ 窒素管理に係る行動計画策定、全ライフサイクルのプラ汚染対策・科学的知見集約等

（ウ）デジタル技術を活用した環境管理

- ・ 測定等でのデジタル技術の活用、手続のオンライン化、環境情報のオープンデータ化 等

（エ）関係者との対話と協働

- ・ 優良事例の共有による地域の連携・協働、リスクコミュニケーションの推進 等

（オ）科学的知見の充実、人材の育成及び技術の開発・継承

- ・ 研究者とのコミュニケーションを通じた最新の科学的知見の政策への活用 等

3. 個別の重点課題

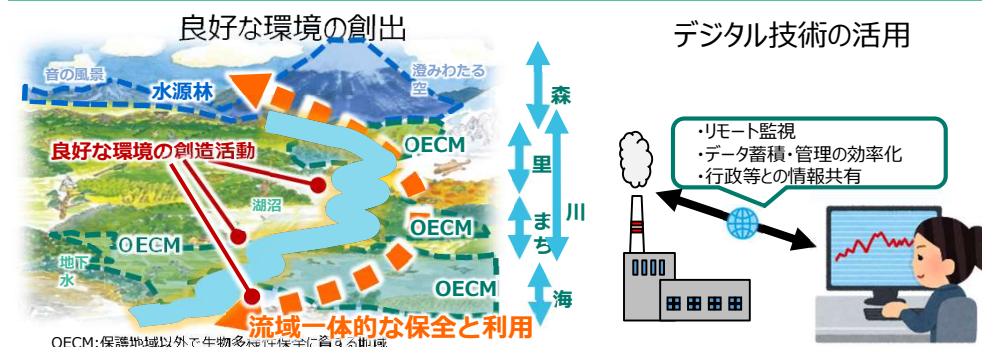
残された課題（光化学オキシダントの環境基準達成率の低さ、湖沼や閉鎖性海域の水質汚濁、有害大気汚染物質の環境目標値の設定、土壌汚染等）、新たな課題（再生可能エネルギー等の導入に伴う大気環境や騒音への影響、地域ニーズに即した環境基準の検討、プラスチック、PFAS等）への対応に尽力。

<大気環境保全の重点課題>

- （ア）大気質、（イ）有害大気汚染物質・石綿・水銀、（ウ）悪臭・騒音、（エ）国際協力

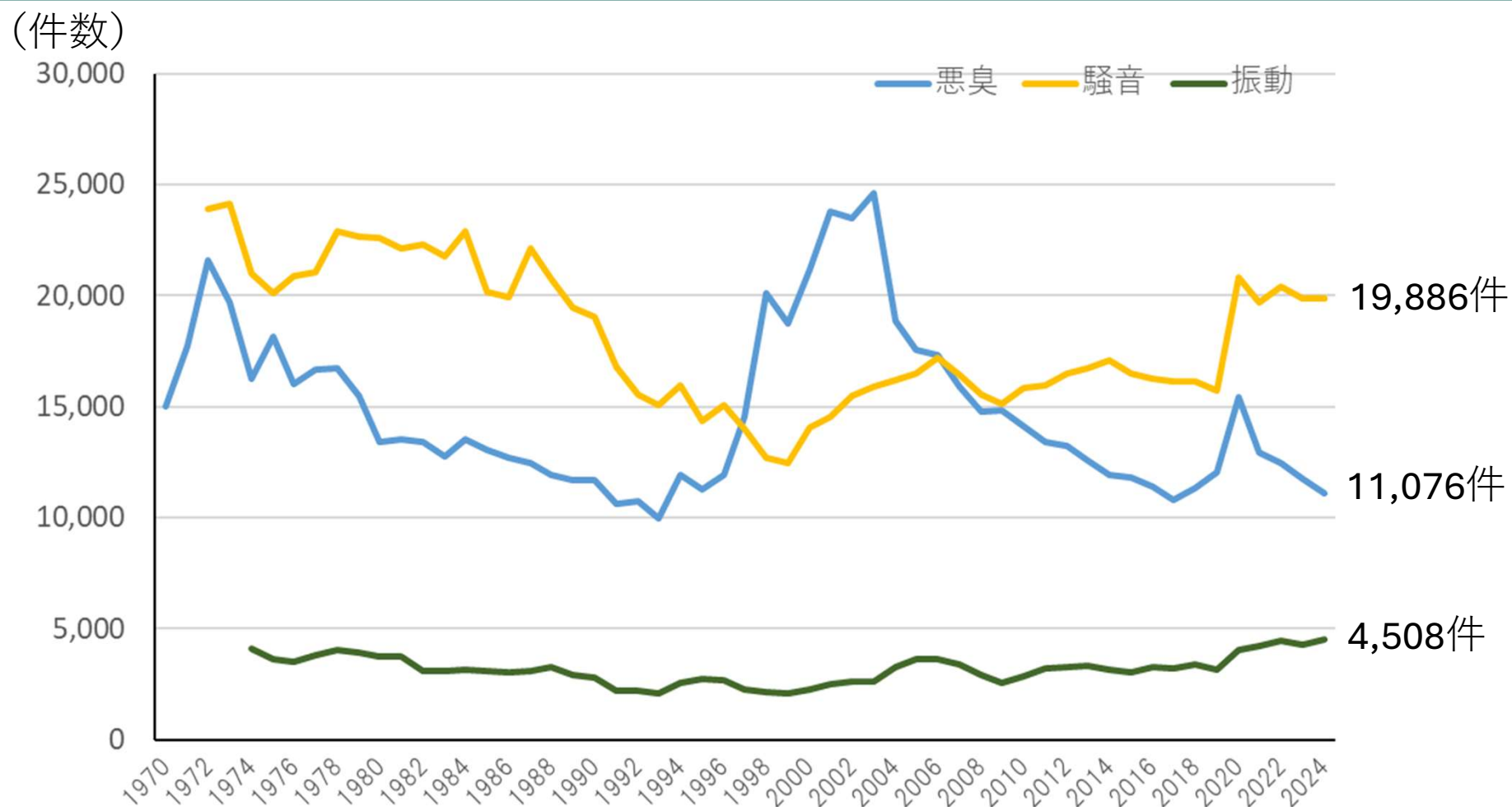
<水・土壌環境保全の重点課題>

- （ア）公共用水域、（イ）土壌・地下水、（ウ）農薬、（エ）PFAS、（オ）水道水質・衛生、（カ）薬剤耐性(AMR)、（キ）国際協力



2. 地域の生活環境保全に関する取組について

騒音・振動・悪臭苦情件数の推移

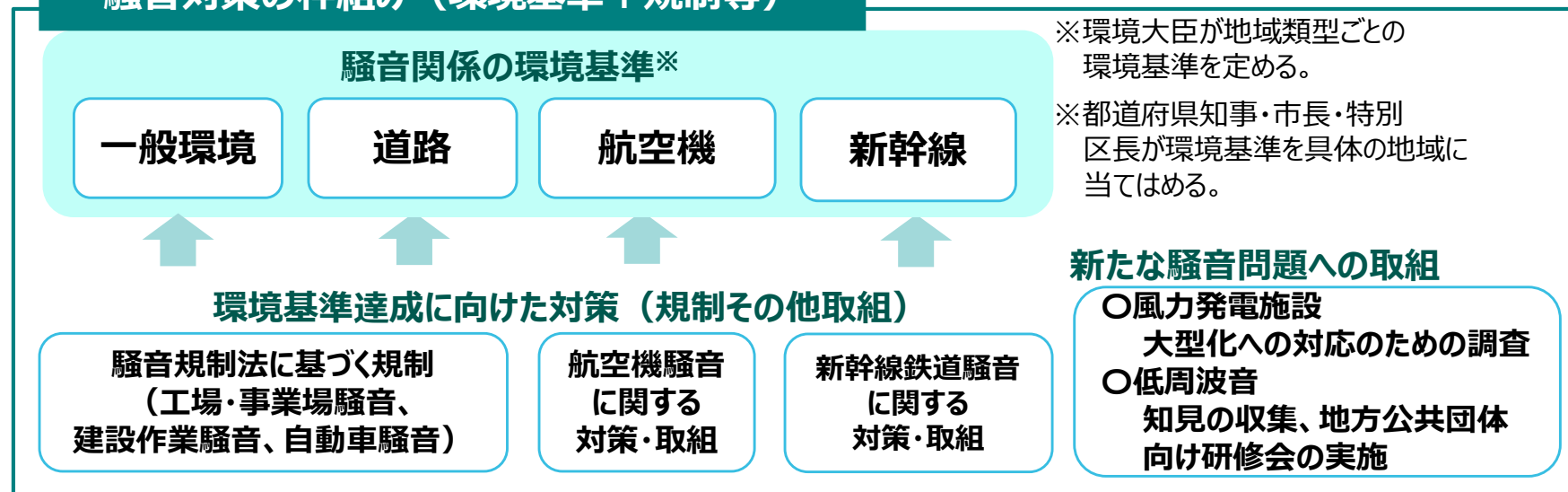


(出典：令和6年度騒音振動悪臭施行状況調査)

- 騒音・悪臭苦情件数は コロナ禍の影響を受け2020年度に大きく増加。
その後、騒音苦情件数は横ばい傾向。悪臭苦情件数は減少傾向。
- 振動苦情件数については若干増加傾向。

騒音・振動対策のスキーム

騒音対策の枠組み（環境基準＋規制等）



騒音規制法（昭和43年制定）・振動規制法（昭和51年制定）

- 都道府県知事・市長・特別区長が規制対象地域を指定
- 市区町村長が規制等を実施

工場・事業場

- 特定施設を設置する工場等の規制基準
- 市区町村長による改善勧告・改善命令

建設作業

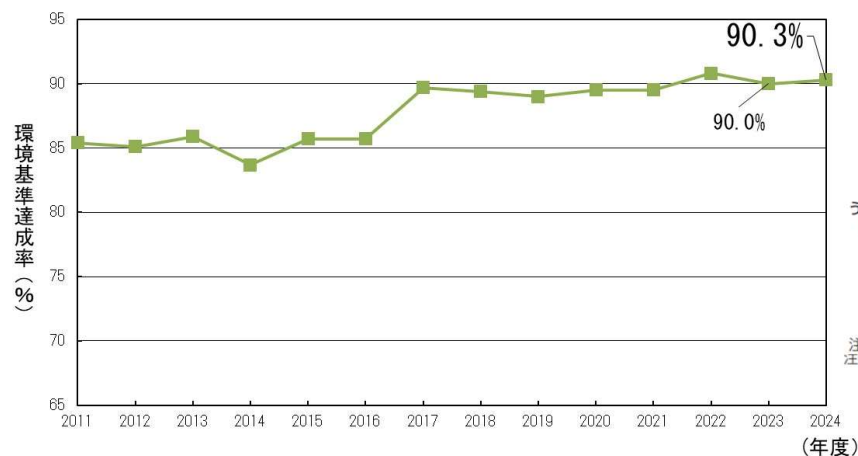
- 特定建設作業の規制基準
- 市区町村長による改善勧告・改善命令

道路交通

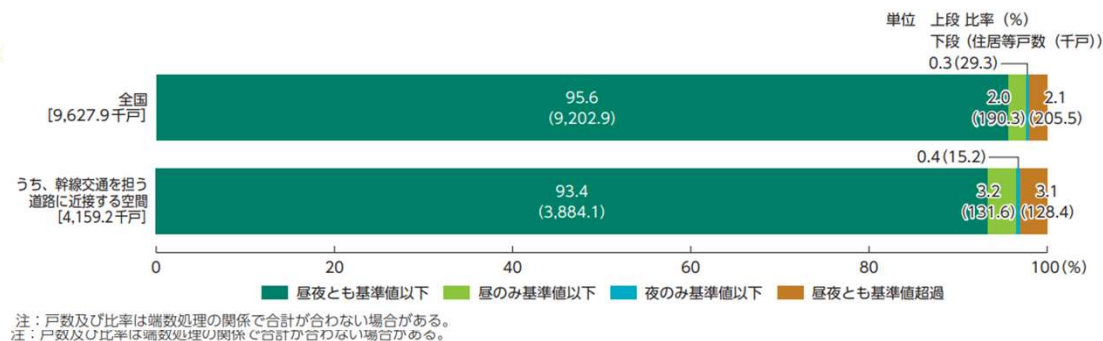
- 自動車騒音の要請限度、市区町村長による都道府県公安委員会への要請等
- 自動車単体騒音の許容限度
- 道路交通振動の要請限度、市区町村長による都道府県公安委員会・道路管理者への要請等

騒音の環境基準の達成状況

一般環境



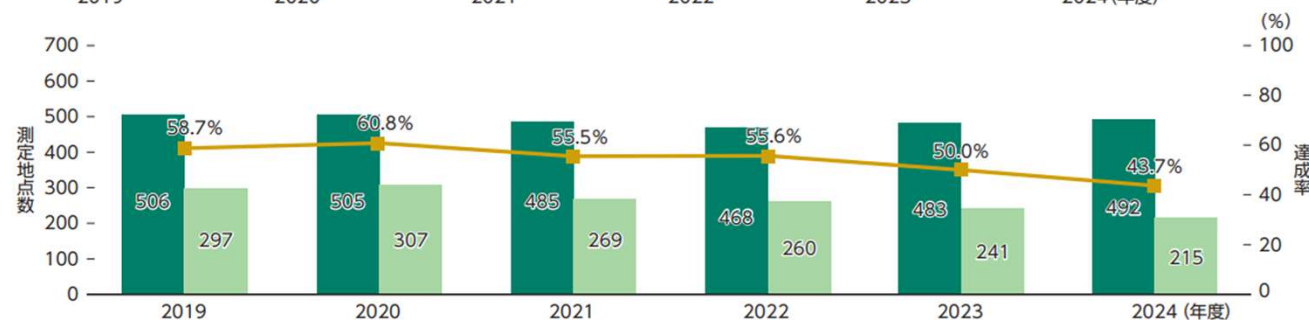
自動車騒音 (2024年度)



航空機騒音



新幹線鉄道騒音



注: 各年度で測定地点は同一でない場合がある

■ 測定地点数 ■ 達成地点数 — 達成率

(出典: 令和6年度騒音規制法等施行状況調査、令和8年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書)

悪臭防止法（昭和46年制定）

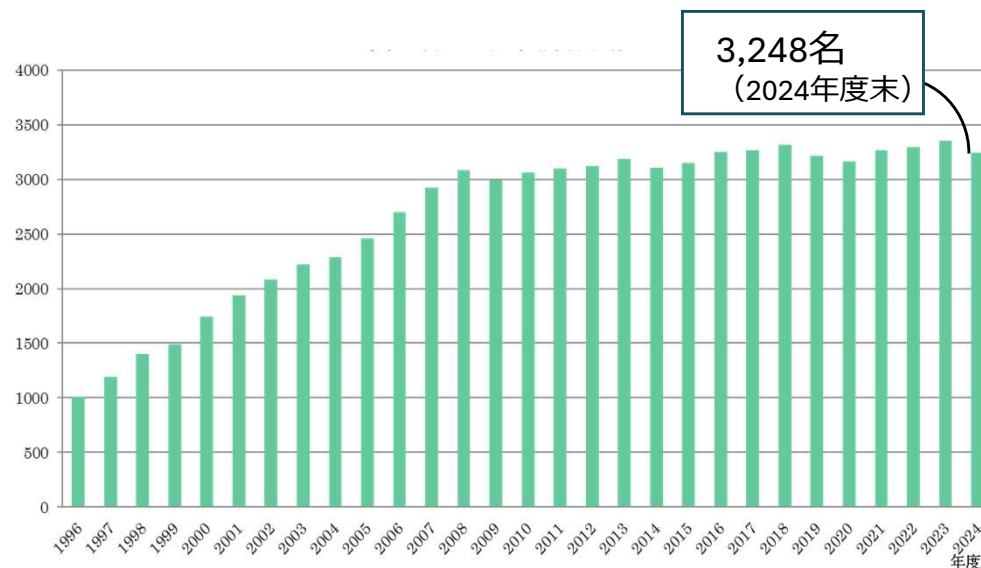
- 都道府県知事・市長・特別区長が規制地域・規制基準を指定
- 市区町村長が規制等を実施
- 規制地域内のすべての工場・事業場が規制対象
- 規制方法
 - ①特定悪臭物質の濃度 又は ②臭気指数（嗅覚を用いた測定法）
- 臭気判定士試験の実施
 - 令和8年度試験（11月29日）より受験者の利便性向上を目的としてCBT方式を導入**
- 臭気指数の精度向上を目指し、測定法の見直しについて検討中

全国の市区町村の規制導入状況

		規制地域有り (①)	臭気指数規制※ (①に対する割合)
市	792	751(97.7%)	302(38.7%)
区	23	23(100%)	23(100%)
町	743	486(65.4%)	139(28.1%)
村	183	58(31.7%)	21(36.2%)
計	1,741	1,318(75.7%)	485(36.8%)

※特定悪臭物質規制との併存を含む

臭気判定士免状所有者の推移



（出典：令和6年度悪臭防止法施行状況調査）

光害対策・星空観察

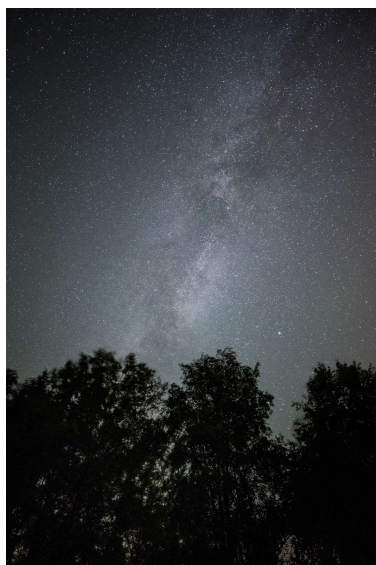
光害対策ガイドライン（令和3年3月改訂）

屋外照明による「光害」を抑制し、良好な光環境の形成を図ることを目的に策定。
本ガイドラインの基礎資料となるCIE（国際照明委員会）によるガイドの改定に関する知見及びLED照明の普及等の国内の光害に関する状況等を踏まえ、令和3年に改定。

「星空の街・あおぞらの街」全国大会

身近な方法で大気を目に向け、大気環境の保全意識を高めつつ、郷土の環境を活かした地域おこしの推進を目的に実施。

平成元年度から開催し、令和7年10月25日に第37回目を北海道美瑛町で開催。



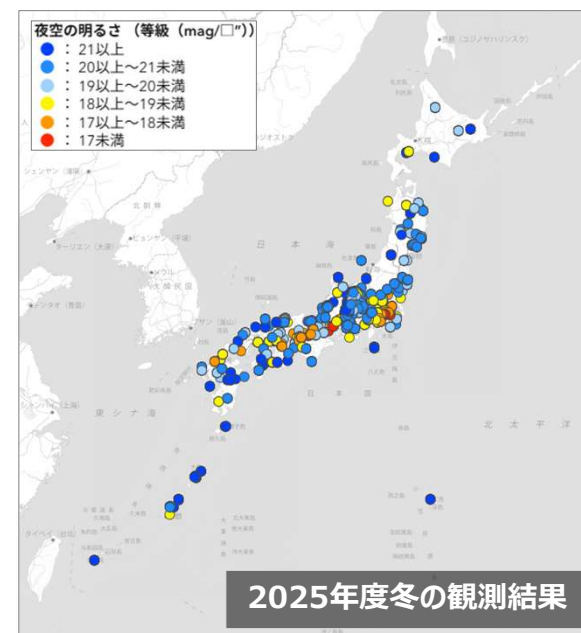
【北海道美瑛町】

星空観察の推進

毎年、夏と冬に肉眼による観察とデジタルカメラによる夜空の明るさ調査を実施。

肉眼による観察では天の川の観察の他、アメリカ国立科学財団光・赤外線天文学研究センター主催、ダークスカイ・インターナショナルの協力により行われているGlobe at Nightへの参加を呼びかけ。

また、デジタルカメラによる夜空の明るさ調査においては、継続して等級データを収集。



3. 農薬管理について

農薬登録の全体像 ―農薬による影響への対応―

- 農薬を使用することによる、農薬を使用する人への影響、農薬の残留による消費者への影響、環境に対する影響が考えられ、これらへの対応が必要。
- **国際的な化学物質管理の枠組み**（※）の中、**汚染の削減**や**ネイチャーポジティブ推進**の観点からも、農薬の環境影響を評価・管理を着実に進める必要。

※ 化学物質に関するグローバル枠組み（Global Framework on Chemicals (GFC)）

3つの安全を確保

① 生産者（＝農薬使用者）の安全



② 農薬が使用された農作物を食べた者の安全



③ 環境（生活環境動植物等）に対する安全

環境省



農薬の安全確保に向けた枠組み

- 農薬取締法において、農薬の登録制度を設けることにより、効果があり、人の健康や環境に対して安全と認められたものだけを農林水産大臣が登録。登録された農薬のみ、製造・販売・使用が可能。
- 環境大臣は、農薬の「生活環境動植物への影響」や「水の利用による人への影響」等の観点から、農薬登録を認める際の基準を設定するとともに、農薬の適正使用に係る指導等を実施。

製 造

○ 農薬の登録

農薬の製造・輸入には、農林水産大臣の登録を受けることが必要

登録時には、人の健康や環境への安全性等を審査



○ 農薬の表示

農薬の容器等に、農薬の名称や使用方法に関するラベルを表示

流 通

○ 農薬の販売者の届出

販売所ごとに、代表者の氏名、所在地等を届け出

○ 農薬の販売

無登録農薬の販売を禁止

使 用

○ 農薬の適切な使用

定められた使用方法（対象となる病虫害や農作物等）の遵守

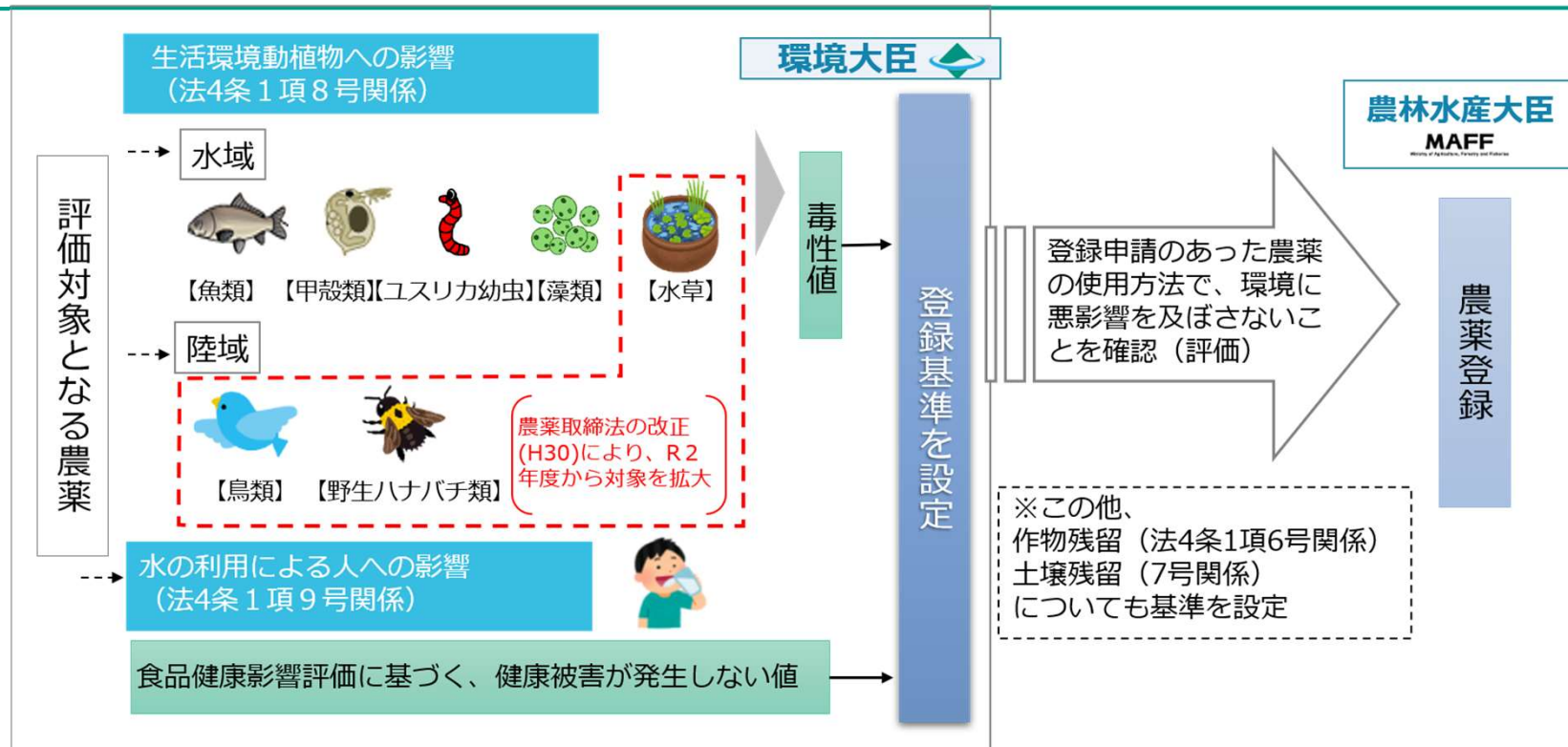


○ 農薬の使用の禁止

無登録農薬の使用を禁止

農薬に関する主な取組（農薬登録基準の設定等）

- 農薬取締法に基づき、農薬による**環境影響**（水域及び陸域の生活環境動植物や、水の利用による人の健康に対する被害）**防止の観点から、農薬登録の基準を設定。**
- 科学的評価の充実のため、**評価対象生物種を順次拡大。**
（平成29年：水生昆虫（ユスリカ幼虫）、令和2年：水草、鳥類、野生ハナバチ類）
- 令和7年度は、生活環境動植物への影響として**21農薬**、水の利用による人への影響として**17農薬**を評価（新規農薬及び再評価農薬の合計）。



農薬に関する主な取組（長期影響評価の導入）

【背景】

- ✓ 現状、農薬の生活環境動植物への影響は、急性毒性試験に基づき、**個体に与える急性影響に着目して評価**を実施。
- ✓ 本計画や生物多様性国家戦略2023-2030において、長期的な農薬ばく露による個体群の存続に与える影響評価を導入し、**農薬登録制度における生態リスク評価の拡充を図る**こととされている。

【取組状況】

- ✓ 本年1月、中央環境審議会より環境大臣に対して、「**生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価について**」が答申。
- ✓ 評価の対象は原則すべての農薬であるが、答申に基づき、**先行して評価する農薬の要件を整理**。
- ✓ 円滑な制度の導入に向けて、
 - ①評価に必要な毒性試験成績等の提出を求める**手続の整備**
 - ②**実際の評価を進める上でのルールや基礎データの整理**等を実施中。

農薬に関する主な取組（農薬の再評価等）

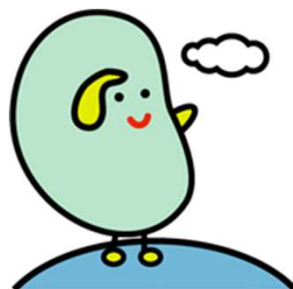
農薬の再評価

- ✓ 令和3年度から**全ての農薬（約600成分）**について、**最新の科学的知見に基づき安全性の確認**を実施している（再評価）。再評価で安全性が確認できない農薬は、**使用方法等を見直し**。
- ✓ 再評価に当たっては、申請者から提出される新たな毒性試験成績等に加えて、**公表文献等も活用**。
- ✓ 令和7年度までに**18農薬**の農薬登録基準を見直し。
- ✓ 今後、評価事例の蓄積、説明会の開催や試験データ確認へのAI活用等を通じ、**評価のさらなる円滑化を進める**。

環境モニタリングの着実な実施

- ✓ 使用する農薬の種類、時期などは、地域の農業生産の実情によって異なることから、**地方自治体と連携し、河川水中のモニタリングを実施**（令和7年度は、6都道府県で計14農薬）。
- ✓ リスク評価の充実のため、農薬本体だけでなく、**毒性が高いそれらの代謝物や分解物の河川水中濃度の調査を実施**（例：フィプロニル及びその代謝物・分解物）。
- ✓ その他、**野生ハナバチ類のモニタリング計画の策定に向け**、対象農薬、調査地点・時期やサンプリング方法等について調査・検討を実施。

ご清聴ありがとうございました



大気汚染物質広域監視システム（そらまめくん）
<http://soramame.env.go.jp>